

住民監査請求  
監査結果報告書

平成29年12月22日

富田林市監査委員

# 富田林市職員措置請求に係る監査結果

(平成29年10月26日付け請求分)

〈 消防指揮車寄贈に係る住民監査請求 〉

## 目 次

第1	監査の請求	P	1
1	請求人	P	1
2	監査請求書の提出	P	1
3	請求の内容(要旨)	P	1
4	事実証明書について	P	1
5	請求の受理	P	1
	(1)請求人の資格について	P	1
	(2)請求の対象	P	2
	(3)請求期間について	P	2
	(4)要件審査及び請求の受理	P	2
第2	監査の実施	P	2
1	監査対象事項	P	2
2	監査対象部局	P	2
第3	監査対象部局の意見書の提出及び陳述等	P	2
1	事実関係の確認	P	2
2	関係職員の陳述(要旨)	P	3
第4	請求人の証拠の提出及び陳述(要旨)	P	3
第5	判断	P	3

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

1 請求人

〇〇 〇〇

（住所：富田林市〇〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇

（本店所在地：富田林市〇〇〇〇〇〇、代表者：〇〇 〇〇）

2 富田林市職員措置請求書の提出

平成29年10月26日

3 請求の内容（要旨）

富田林市長に対する措置請求の要旨は、以下のとおりである。

請求人〇〇〇〇が平成29年3月30日に富田林市長に対して行った消防指揮車一式の寄贈（以下、本件贈与契約）に関し、要した車両登録諸費用のうち、見積書に表記されていない自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び預かりリサイクル預託金については消防本部側の負担であることを認めること。また、請求人〇〇〇〇が立て替えて支払ったこれら諸費用について、同人に返還するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

1. 経過説明書	1通
2. 自動車検査証（写）	1通
3. 目録	1通
4. 見積書	9通
5. 注文書	2通
6. 納品書	1通
7. 請求書	1通
8. 顛末書（消防長・市長）	3通
9. 消防指揮車仕様書（案）	1通
10. FAX等	9通

（事実証明書の内容は省略）

5 請求の受理

（1）請求人の資格について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項において住民監査請求を行なうことが出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。また、地方公共団体の住民としては、法律上行為能力を認められている限り、法人たると個人たるとを問わず監

査請求をすることができる（行実 昭23、10、30）。

なお、本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2) 請求の対象

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は富田林市長、〇〇〇〇秘書課長代理、〇〇〇〇消防署長に対して措置を請求している。

(3) 請求期間について

法第242条第2項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年以内と規定されている。

消防指揮車の引渡し日が平成29年3月23日、寄附申込日及び受理日が平成29年3月30日であり、本件請求において、期間内の請求と認められる。

(4) 要件審査及び請求の受理

請求人の請求内容は、前記3（請求の内容（要旨））のとおりである。

以上により、本件請求は、法第242条の形式的な要件を具備しているものと認め、平成29年10月31日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

違法・不当な行為により富田林市が損害を被ったといえるかについて、監査の対象とした。

2 監査対象部局

富田林市消防本部の消防総務課及び秘書課を監査対象とし、意見書の提出を求めるとともに、平成29年11月30日に消防総務課及び秘書課より陳述を聴取し、また、詳細について説明を求めた。

第3 監査対象部局の意見書の提出及び陳述等

1 事実関係の確認

ア 本件寄附の申込及び受理について

受領物件 消防指揮車一式（消防指揮車及び消防指揮車登録諸費用）

自動車検査証発行日 平成29年3月22日

納車日 平成29年3月23日

寄附申込日、受理日  
及び寄贈式 平成29年3月30日

寄附者 〇〇〇〇

イ 寄附物件の受発注について

受注日付 2016年11月2日  
発注者 ○○○○  
受注者 ○○○○  
納品先 富田林市

2 関係職員の陳述（要旨）

本件請求は、本件贈与契約に要した費用の一部を請求人に返還するよう求めるもので、本件贈与契約自体は、本市の公金や財産等に損害をもたらすような行為ではなく、請求人の請求内容は、別途本市に対し、民事訴訟等において、本件贈与契約の錯誤無効、不当利得返還請求等を主張すべき事案であると解される。よって、本件請求は、不適法であるため、速やかに却下されるべきである。

本市は請求人と消防指揮車を受注した○○○○との契約には関与しておらず、重量税等の支払いについても知らされていない。このような中、請求人側が重量税等を含む登録費用の支払いを行った上で、本市に寄附を行ったものである。したがって、請求人は、重量税等の支払いについて、本市と調整することなく、また、書面により、消防指揮車本体及び消防指揮車登録諸費用を本市に寄附（贈与）した後、住民監査請求という形で異議を申し立てているものである。

第4 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）

請求人に対しては、法第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月30日に陳述の機会を与えた。その結果、請求人から、以下の陳述がなされた。

主張は請求書に書いたことがすべてで、それ以上でもそれ以下でもない。善意の寄附行為をしたのに、市側の一連の対応で、いろいろと積み重なり、監査請求を出すしかなくなった。請求書に書いてある「ダメージ」とは、このような監査請求が出ることによって結果として富田林市政に対してマイナスのイメージになることである。

消防指揮車の登録諸費用は市が払う話になっていたはずで、自分は登録諸費用を払うことは承諾していない。負担する気はなかったが、車両代金と一緒に請求がきたので立替払いのつもりで支払っただけである。費用一式は3月30日に支払った。

寄附の申込書を記載した認識があるかとの質問については、寄附申込書を記載して提出したことは間違いない。

第5 判断

請求人は本件請求について、市の損害は住民監査請求が行われたことによるイメージダウンであると述べている。

しかしながら、そもそも住民監査請求は地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするもの

である。したがって、法第242条第1項によると、請求の対象となる行為に、「財産の取得」や「契約の締結」が挙げられているが、住民監査請求は、これらの財務会計上の行為によって当該地方公共団体が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

この点、本件贈与契約は、財務会計上の行為という観点では、市は寄附を受ける側にあり、支払行為自体がなく、市が損害を被っていないことは明らかであり、住民監査請求ができる対象ではない。

よって、請求人の本請求にかける思いは別として、その余の請求人の主張を検討するまでもなく、平成29年10月26日請求の消防指揮車寄贈に係る請求人の主張には法第242条に規定される住民監査請求の実質的要件を満たしておらず、不適法と判断する。

以上